

政教分離 徹底されず

靖国へ国関与 遺族の声とせめぎあい

【解説】 靖国神社への祀(まつり)を国が主導して行うとする旧厚生省の原案が明らかになったことになり、国が靖国神社

社の施設「遊就館」の展示品のあせん役を務めていたことがわかった。靖国神社と国が密接に結びつき、憲法がどうたう政教分離の原則が徹底されていない姿を示すものだ。――面参照

戦前の日本では、神道に事実上の国教としての地位が与えられ、「国家神道」が軍国主義と結びつき、国民を戦争へと総動員した。その反省に立つて新憲法では政教分離の原則が盛り込まれ、靖国神社と国との関係を断ち切った。

一方で、戦没者遺族を中心に「靖国神社は国のために命をささげた戦没者をまつる神社で、普通の神社とは違(こと)として」「靖国神社は国の責任を担って面倒をみるべきだ」という主張が繰り返されてきた。

その両者のせめぎ合い

の中で、国はいかに、どこまで靖国神社にかかわれるかとの問いが戦後続いてきた。その摩擦が靖国問題の本質といえる。60年代から10年にわたって展開され、挫折した国家維持運動をめぐる賛否激しい議論は、それを表している。今盛んに議論されているA級戦犯の合祀・分祀問題が政治的に決着したとしても、こうした政教分離の問題はなお残るだろう。

合祀事務に関する原案からは、政教分離の原則に配慮しない旧厚生省の担当者の姿勢がぞくぞくと見え、端的な例示といえる。(豊秀二)

靖国「遊就館」展示の遺書

旧厚生省が出品依頼

都道府県へ61年に通知

靖国神社にある戦争博物館「遊就館」の展示品が61年6月、都道府県に死亡した人の遺書や顔写真などを出品するように通知された。

この文書は、厚生省援護局復興課が都道府県の担当課あてに出した61年6月27日付通知「復興第1051号」。「戦争裁判関係死者の遺書等を靖国神社宝物遺品館に陳列するため出品のあせんについて(依頼)」との表題がつけられている。戦争裁判関係死者とは、連

合国の戦争裁判で捕虜待遇など「通例の戦争犯罪」に問われたB級戦犯を指すとみられる。巢鴨刑務所に収容されたB級戦犯については、58年12月に全員が刑期満了となった。翌59年、靖国神社は処刑されたB級戦犯計8256人を合祀。遊就館には「祭神」となった戦没者の遺書が収集されており、神社側が合祀を終えたB級戦犯の遺書を集めるために国に依頼した可能性がある。

通知は、管内に居住する遺族に出品依頼の趣旨を伝え、出品希望者がいた場合には都道府県を通じて、または直接神社に送るよう指示している。

通知に付けられた「出品要領」は、遺書について①なるべく直前に直筆で書かれたもの②内容は父母や妻子にあてたものか、裁判内容について訴えたもの――と内容を限定。なるべく死亡時に近い本人の写真1枚を付けるよう指定した。これ以外には「靖国神社と協議のうえ決定する」とした。

遊就館は1988年2月に開館。陸軍省管轄の国立の軍事博物館だったが、敗戦で閉鎖され、46年末に施設や陳列品は靖国神社の管理下に置かれた。61年4月の春の例大祭から宝物遺品館として

一部復活し、一般公開を開始。86年7月に正式に再開し、02年7月、新館を増設して展示を改めた。戦没者の遺品や歴史資料など収蔵品は約10万点に及ぶといふ。

最近の展示の特徴は、太平洋戦争を「大東亜戦争」と呼び、戦争の性格を「自衛のための戦争」と位置づけていることだ。(豊秀二)